

10年保存
機密性 1
令和7年4月1日 令和17年3月31日

基発 0919 第 2 号
令和 6 年 9 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号-1 「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を改定し、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分について適用することとしたので、了知の上、改定後の算定基準に基づき、管内の関係団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。